

令和4年上尾市教育委員会5月定例会 会議録

- 1 日 時 令和4年5月25日（水曜日）
開会 午前9時30分
閉会 午前11時14分
- 2 場 所 上尾市役所 7階教育委員室
- 3 出席委員 教育長 西倉剛
教育長職務代理者 大塚崇行
委員 内田みどり
委員 小池智司
委員 谷島大
委員 矢野誠二
- 4 出席職員 教育総務部長 小田川史明
教育総務部次長 清水千絵
学校教育部長 太田光登
学校教育部次長 加藤浩章
学校教育部副参事 兼 学務課長 田中栄次郎
学校教育部副参事 兼 指導課長 兼 教育センター所長 瀧澤誠
教育総務部 教育総務課長 池田直隆
教育総務部 生涯学習課長 角田広高
教育総務部 図書館長 山内正博
教育総務部 スポーツ振興課長 柳川忠明
学校教育部 学校保健課長 松木ヒロシ
学校教育部 中学校給食共同調理場所長 小林正和
書記 教育総務課副主幹 上山英樹
教育総務課主査 田中輝夫
教育総務課主事 斎藤文香
- 5 傍聴人 4人

6 日程及び審議結果

日程第1 開会の宣告

日程第2 4月定例会会議録の承認

日程第3 会議録署名委員の指名

日程第4 議案の審議

議案第21号 上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

議案第22号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

議案第23号 上尾市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について

議案第24号 上尾市人権教育推進協議会委員の委嘱又は任命について

議案第25号 上尾市民体育館及び上尾市平塚サッカー場指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱又は任命について

議案第26号 上尾市学校運営協議会委員の任命について

議案第27号 上尾市幼児教育推進協議会委員の任命について

議案第28号 上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱又は任命について

議案第29号 上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第30号 上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を改正する規則の制定について

日程第5 報告事項

報告事項1 令和3年度上尾市教育委員会後援名義の承認等の状況について

報告事項2 上尾市教育委員会が保有する行政文書の公開に係る令和3年度の実施状況について

報告事項3 令和4年度上尾市教育委員会の事務に関する点検評価基本方針について

報告事項4 上尾市民体育館の利用状況、稼働率について

報告事項5 上尾市スポーツ健康都市宣言記念「健康スポーツ体験会」の開催について

報告事項6 第35回2022上尾シティハーフマラソンの開催について

報告事項7 (仮)新図書館複合施設建設工事(空調換気設備工事)の契約解除に係る損害賠償請求事件の判決の概要と現状について

報告事項8 令和3年度上尾市立小・中学校生徒指導の状況について

報告事項9 令和4年度学力調査関係実施概要について

報告事項10 「上尾市立平方幼稚園研究の歩み」について

報告事項11 令和4年4月 いじめに関する状況について

日程第6 今後の日程報告

日程第7 議案の審議

議案第31号 令和4年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について

日程第8 閉会の宣告

7 会議録

日程第1 開会の宣告

(西倉剛 教育長) ただ今から、令和4年上尾市教育委員会5月定例会を開会いたします。本日、傍聴の申出はございますか。

(池田直隆 教育総務課長) 4人の方から傍聴の申出がございます。教育長の許可をお願いいたします。

(西倉剛 教育長) 傍聴を許可いたします。ご案内をお願いします。

～傍聴人入場～

(西倉剛 教育長) 傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴にあたっての注意事項を傍聴券の裏面に記載しておりますので、お読みいただき会議の進行にご協力をいただきますようお願いいたします。それでは、日程に従いまして、会議を進めます。

日程第2 4月定例会会議録の承認

(西倉剛 教育長) それでは、「日程第2 4月定例会会議録の承認」についてでございます。4月定例会会議録につきましては、事前にお配りして、確認していただいておりますが、修正等ございましたらお伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

～委員全員から「なし」の声～

(西倉剛 教育長) それでは、承認することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、矢野委員にご署名いただき、会議録とします。

日程第3 会議録署名委員の指名

(西倉剛 教育長) 続いて、「日程第3 会議録署名委員の指名」を行います。本定例会の会議録署名委員は、大塚委員をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

(大塚崇行 教育長職務代理者) はい。

日程第4 議案の審議

(西倉剛 教育長) 続きまして、「日程第4 議案の審議」でございます。審議の前にお諮りいたします。本日予定しております議案は11件でございます。「議案第31号 令和4年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について」につきましては、市議会に提出することとなる案件で最終的な意思決定前の情報であるため、非公開の会議として審議を公開しないこととしたいと存じます。

また、「議案第21号 上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」につきましては、同様に最終的な意思決定前の情報ではありますが、令和元年11月定例会議

案第53号及び令和3年第1回臨時会議案第7号において審議が行われた内容と同様の改正を提案するものであり、また、「議案第22号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」につきましては、同様に最終的な意思決定前の情報ではありますが、すでに公布され、公表された政令改正と同様の改正を行うものであり、これら議案2件につきましては、市民に不正確な理解や誤解を与えるといった恐れがないことから、会議を公開することとしたいと存じます。これらにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、議案第31号につきましては、会議を公開しないものとして、決定いたしました。また、この決定を受けまして、予定されていた本日の日程を変更いたします。まず、議案第21号から議案第30号までの審議を行い、報告事項及び今後の日程報告を行います。その後、傍聴の方に退室いただきまして、非公開の会議として、議案第31号の審議を行いたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、「議案第21号 上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」説明をお願いします。

(小田川史明 教育総務部長) 議案第21号につきましては、池田教育総務課長よりご説明申し上げます。

(池田直隆 教育総務課長) 「議案第21号 上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」でございます。2ページの提案理由にも記載をしておりますが、上尾市立平方幼稚園の園児がいないこと、園舎の一部が耐用年数を迎え使用できないこと等、上尾市立平方幼稚園を取り巻く状況を総合的に勘案して同幼稚園を閉園するという方向性を判断したことから、平方幼稚園の閉園を趣旨とする改正条例案の提出について、市長に意見を述べるものでございます。

ご案内のとおり、平方幼稚園の閉園に関しては、令和元年12月及び令和3年3月の市議会に、条例の一部改正議案を提出したところ、議決は否決という結果となったところでございます。その後、市といたしましては、市の財政や施設の状況、そして教育委員会では教育的視点を考慮しながら、その後の方向性について検討を重ねてきましたが、市全体のことや将来を見据え、改めて閉園という方向性を判断いたしました。

今般、改めて閉園を判断した理由でございますが、基本的にはこれまでの説明と変更なく、三点でございます。過日、委員の皆さんに配付させていただいている説明会の資料にも記載しているとおり、一点目が「園児がいないこと」、二点目が「園舎が耐用年数を迎え、使用できないこと」、三点目が「『事業の選択と集中』を検討する中で、閉園を決断しなければならないこと」以上の三点でございます。

一点目の「園児がいないこと」については、市内の私立幼稚園の状況や、園児の安全を考えるとこのまま施設を使用することはできないことから、現在は園児募集を停止しているわけでございますので、園児募集の再開の目途が立たない中、このまま形だけ幼稚園を存続することは、説明責任が果たせないということでございます。

二点目の「園舎が耐用年数」のことでございますが、3棟ある園舎のうち、2棟については、本年度中までに目標耐用年数を迎え、使用できない状況となっている中、公共施設である以上、市民の安全を確保するために、基準を超えての施設利用を認めることはできないということでございます。

最後、三点目の理由の「事業の選択と集中」についてでございます。教育というものは、効率性や費用対効果という視点だけをもって、その成果や必要性を判断すべきではないことは、承知しておりますが、幼稚園が設置された時代とは社会情勢が大きく変化中、将来を見据えたときに、「事業の選択と集中」を決断しなければならなかったということでございます。

閉園の方針を判断した理由については、以上の三点でございますが、市内には、私立幼稚園が多く設置され、平方地区にも、「つつじが丘認定こども園」や、「認定こども園 泉の森」が設置されており、そして私立幼稚園の教育水準は、しっかり保たれております。このような状況下、平方幼稚園を存続した場合でも、現実的には多くの園児を確保することは難しいと思われま。文部科学省が定める幼児教育が、一定の集団生活を前提としている中、極めて少ない人数による教育は、集団による教育と比較すると、それを享受するお子さんへの影響も私たち教育委員会として考えなくてはなりません。さらには、市民の皆様からお預かりしている税金の使い道、市民全体に対する「税の配分の公平性」ということについても、厳しい財政状況の中、市として、しっかりと考えて、23万の市民が納得するものとして説明していかなければならないこともございます。

これらを総合的に勘案した結果、苦渋の決断ではございましたが、今回の閉園の方向性を判断したところでございます。そして、この方針の決定後、まずは地元である平方地区にお住まいの皆様、しっかりと市の方針をお伝えするため、5月14日に説明会を開催いたしました。説明会は、平方小学校体育館において、5月14日、土曜日午前10時から実施いたしました。開催に当たっては、自治会連合会に平方地区内の全戸回覧を依頼した上での開催に至っております。当日は、卒園生の保護者13人、卒園者2人、地区住民7人、市議会議員11人の計33人の方が参加をされ、行政側は市長、教育長をはじめ、教育委員会両部の部次長、教育総務課長、指導課長ほか担当職員が出席し説明に当たりました。説明会の冒頭では、畠山市長から挨拶をいたしました。市長の発言としては、「市議会における条例案否決の結果を受け、市として、財政や施設の状況、そして教育委員会では教育的視点を考慮しながら、その後の方向性について検討を重ねてきた。市長として、園児がいない状況の中、結論を先送りせずに決断しなければならないと考え、市全体のことや将来を見据えると、当初の方向性を変えることは難しく、改めて閉園という方向性を判断し、地域に対して説明をしたい」と挨拶いたしました。その後、私からは閉園に至った理由等の詳細について、予め配付した資料を用いて、説明いたしました。説明した内容は、先ほど触れた閉園の理由をはじめ、基本的には、1年前の説明会時と同じ趣旨の内容に加えて、議案が否決となった6月議会での状況を説明したところでございます。続いて、指導課長からは今後の上尾市の幼児教育について、四つの観点から説明をいたしました。一点目が上尾市幼児教育推進協議会について、二点目が上尾市幼・保・小連携合同研修会について、三点目が平方幼稚園の成果のまとめについて、最後四点目が私立幼稚園等との連携についての以上の四点について、説明をしたところでございます。只今の三点目の成果のまとめについては、本日、報告事項の中で触れますが、配付させていただいている冊子のことでございます。

その後、質疑応答となりましたが、参加者からはご意見やご質問をいただき、対応をしておりますので、その一部を紹介いたします。お子さんが卒園された保護者の方からは「平方は子沢山の地域で、地域で子育てできる良い地域だと感じる。平方幼稚園が閉園となるのは仕方がないが、これからの話として、地域で子どもを育てることはすごく良いことだと思う。保護者からの3年保育や給食の導入などの要望は、社会のニーズに合わせた提案であって、保護者が楽をしたい、ということではないことは伝えたい。」とのことでございました。

また、別の保護者の方から「市長がお見えになるのがなぜこのタイミングになったのか、私たちが閉園に納得していると説明を受け、動く必要がないと思われていたのか」との問いに対して、市長からは「報告のほか、議事録を見て皆さんの考えは十分に理解している。ただ、市財政を守っていくに

は行政のトップとして平等性の問題なども考えなくてはならないし、教育委員会や子ども未来部で話し合いを続けて何とかしようとは考えてきた中での苦渋の決断であることをご理解いただいきたい。」との回答があり、当該質問者からは、「理解ができる機会があったのかもしれない。納得はできていないが、わかりました。」との発言がございました。

もうお一方の発言をご紹介します。保護者の方からの発言で「平方幼稚園で培ってきた幼児教育が閉園と同時に無くなってしまうという不安がある。上尾市の幼児教育が、どこで話し合いがされてきたのかを示してほしいし、平方幼稚園が閉園するのなら、平方幼稚園のまとめとして、どういふものを平方幼稚園でやってきたという実績を示して、私立も併せて上尾市の幼児教育はこうやっていくのだという指針をまず示すべきと考える。何を私たちに理解してもらおうと思って説明に来たのか伺いたい。」との発言がございました。教育委員会からは「幼児教育については、幼小連携で小学校への接続について研修を実施して話してきた。また、幼児教育推進協議会の中でも、2年サイクルで協議を行っている。国でも幼児教育スタートプランが作成されており、幼児教育については、これまで幼児教育推進協議会を中心に話を進めてきており、これからも同様に進めていく。」旨を説明し、併せて、市長からも「幼稚園が閉園になった場合には、今まで培ってきた平方の幼児教育の精神をしっかりと幼児教育の中に取り入れていかなければいけないと考えており、一生懸命取り組んでいきたい。保護者の皆様からのご意見を踏まえて、総合計画や教育振興基本計画に幼児教育を明文化させ、そして位置付け、さらには幼児教育推進協議会を新たに条例設置して、幼児教育の振興、課題の解消に向けて、新たな取組が開始している状況である。」と説明いたしました。

そして、12時5分に説明会を閉会したところでございます。以上、5月14日の閉園に係る説明会の状況でございます。

最後に、議案の条例の改正案について、ご説明いたします。議案資料の1ページをご覧くださいと存じます。幼稚園を閉園することとなりますので、第1条、第2条の条文から「幼稚園」を削るほか、号の繰り上げを行います。続いて、附則をご説明いたします。恐れ入りますが議案書1ページをご覧くださいと存じます。附則は4条で構成されておりますが、幼稚園について規定している他の条例について、2条では条例の廃止を行うとともに、当該条例の廃止に伴って影響が出る可能性のある利用者負担額の徴収について、経過措置を設けてございます。さらに、附則4条では、他の条例において「幼稚園」の文言を削るよう、一部改正を規定しております。そして、最後に、附則1条の「施行期日」でございますが、10月1日に施行することを規定してございます。この期日については、市議会での議決後、幼稚園の閉園について、地元自治会への説明や「広報あげお」による市民への周知を行う時間を確保するとともに、使用できる園舎の今後の転用を鑑みて、閉園の期日を本年9月30日と規定するものでございます。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。ただいま、議案第21号について説明をいただきました。委員の皆様の方でご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(大塚崇行 教育長職務代理者) 説明ありがとうございます。まず、5月14日に閉園に関する説明会を開催して、市長、教育長に出席していただき説明を行った旨を伺いました。私も企業人ですので、組織のトップが語る言葉、会社で言えば社長の言葉、市で言えば市長の言葉の重みというのは、大変大きいものではないかなと思います。一担当者から聞く言葉と、市長から聞く言葉とでは受け取る側の捉え方も大きく違ってくるものでないかなと思います。今回、市長及び教育長が地域の方々と話されたということで、意見の中にもありましたように、納得されたかどうかはわかりませんが閉園せざるを得ない状況があるということを少しはご理解いただけたのではないかなと思います。で

できればもう少し早い段階で、このような場が持てれば良かったのではないかと考えています。また、今回の報告事項にもあります「平方幼稚園研究の歩み」の発行がありますし、地域の方々の意見をお伺いすると、平方幼稚園は平方という歴史と自然環境に恵まれた場所にあり、また温かくも熱心な地域の方々も協力の上に57年間育まれてきたのであり、ここで培われてきた上尾の幼児教育は、上尾の特性として、活かしていかななくてはならないというように感じております。今後は幼児教育推進協議会や幼保小の連携や合同研修会等の中で、しっかりとこれらを取り上げ、引き継いでいただきたいというように思っておりますので、意見として申し上げます。よろしくお願いいたします。

(内田みどり 委員) この地域の方々の幼児教育に対する熱心さをとても熱く感じさせていただきました。ただ、これからは上尾市全体の幼児教育、幼稚園や保育園等の場で、この熱い気持ちが上尾市全体の保護者にも伝わっていただきたいなというように思います。またそれを受けて教育委員会でも、これからの幼児教育について、皆さんの力をぜひ注いでいただきたいと思います。

(西倉剛 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(西倉剛 教育長) 特にないようですので、これより採決いたします。「議案第21号 上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。続きまして、「議案第22号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」説明をお願いします。

(太田光登 学校教育部長) 議案第22号につきましては、松木学校保健課長よりご説明申し上げます。

(松木ヒロシ 学校保健課長) 「議案第22号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」でございます。議案書の3ページ、4ページをお願いいたします。はじめに、提案理由から申し上げます。4ページにあります提案理由をご覧ください。公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、学校医等に対する介護補償の額を引き上げることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、提案するものでございます。次に、改正内容でございますが、別冊議案資料の3ページをご覧ください。今回の改正については、介護補償について、月単位の補償額の引き上げを行うものでございます。改正する補償額につきましては、資料2内容の表のとおりとなります。議案書の3ページ、下の附則をご覧ください。施行期日ですが、この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日で、公布の日が月の初日であるときはその日から、施行するものでございます。また、経過措置についてでございますが、第2項で、介護補償の補償額の引上げは、令和4年4月1日以後に支給すべき事由が生じた場合のみ適用し、同日前に支給すべき事由が生じた場合は、従前の例によると規定します。説明は以上

でございます。

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。ただいま、議案第22号について説明をいただきました。委員の皆様の方でご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(小池智司 委員) 額の引き上げを決めた根拠について伺います。

(松木ヒロシ 学校保健課長) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の改正がございまして、国が定める基準となる額が改まりました。この法律の第4条で、国の定める基準に従い、地方公共団体の条例で定めるということになっていますので、市の条例を改正するというところでございます。

(小池智司 委員) 国の基準が上がったのに合わせて、市の条例の額も上げるということですね。

(松木ヒロシ 学校保健課長) そのとおりでございます。

(西倉剛 教育長) よろしいでしょうか。

~委員全員から「はい」の声~

(西倉剛 教育長) 特にないようですので、これより採決いたします。「議案第22号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。続きまして、「議案第23号 上尾市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について」説明をお願いいたします。

(小田川史明 教育総務部長) 議案第23号につきましては、角田生涯学習課長よりご説明申し上げます。

(角田広高 生涯学習課長) 「議案第23号 上尾市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について」でございます。議案書の5ページをお願いします。上尾市公民館運営審議会委員の任期が6月12日で満了するため、上尾市公民館条例第11条第3項の規定により委員を委嘱又は任命したいので提案するものでございます。公民館運営審議会は、社会教育法第29条第1項及び上尾市公民館条例第11条第1項の規定により設置するもので、公民館における各種の事業の企画実施について調査審議するものでございます。委嘱又は任命する委員は、新任が2名、再任が11名の計13名、任期はいずれも令和4年6月13日から令和6年6月12日までの2年間でございます。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。ただいま、議案第23号について説明をいただきました。

委員の皆様の方でご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(西倉剛 教育長) よろしいでしょうか。

~委員全員から「はい」の声~

(西倉剛 教育長) 特にないようですので、これより採決いたします。「議案第23号 上尾市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。続きまして、「議案第24号 上尾市人権教育推進協議会委員の委嘱又は任命について」説明をお願いいたします。

(小田川史明 教育総務部長) 議案第24号につきましては、角田生涯学習課長よりご説明申し上げます。

(角田広高 生涯学習課長) 「議案第24号 上尾市人権教育推進協議会委員の委嘱又は任命について」でございます。議案書の7ページをお願いします。上尾市人権教育推進協議会委員の任期が5月31日で満了するため、上尾市人権教育推進協議会条例第3条第2項の規定により、委嘱又は任命したいので提案するものでございます。人権教育推進協議会は、上尾市人権教育推進協議会条例第1条の規定により設置するもので、教育委員会の諮問に応じ、人権教育に関する市の基本的な計画の策定及びその変更等について協議するものでございます。委嘱又は任命する委員は、新任が3名、再任が11名の計14名、任期は、いずれも令和4年6月1日から令和6年5月31日までの2年間でございます。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。ただいま、議案第24号について説明をいただきました。委員の皆様の方でご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(西倉剛 教育長) よろしいでしょうか。

~委員全員から「はい」の声~

(西倉剛 教育長) 特にないようですので、これより採決いたします。「議案第24号 上尾市人権教育推進協議会委員の委嘱又は任命について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。続きまして、「議案第25号 上尾市民体育館及び上尾市平塚サッカー場指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱又は任命について」説明をお願いいたします。

(小田川史明 教育総務部長) 議案第25号につきましては、柳川スポーツ振興課長よりご説明申し上げます。

(柳川忠明 スポーツ振興課長) 「議案第25号 上尾市民体育館及び上尾市平塚サッカー場指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱又は任命について」でございます。議案書9ページ、10ページをご覧ください。提案理由ですが、上尾市民体育館及び上尾市平塚サッカー場指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱又は任命を行うため、上尾市公の施設の指定管理者候補者選定委員会条例第4条第2項及び第12条の規定により、この案を提出するものです。現在、公益財団法人上尾市地域振興公社が市民体育館の管理運営を行っておりますが、指定管理期間が、平成30年度から令和4年度までの5年間であることから、令和5年度からの新たな指定管理者を決定する必要があります。また、今回から平塚サッカー場の管理も併せて指定管理者に行わせるものです。指定管理者の選定におきましては、上尾市指定管理者制度基本方針に基づき、5月16日に行われました行政改革推進本部にて指定管理者は公募することといたしました。選定方法につきましては、選定委員会を設置して選考することとしておりますので、9ページに記載の1号委員から3号委員の7名を委嘱又は任命するものでございます。なお、任期は当該施設の指定管理者の指定をする日までです。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。ただいま、議案第25号について説明をいただきました。委員の皆様の方でご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(西倉剛 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(西倉剛 教育長) 特にないようですので、これより採決いたします。「議案第25号 上尾市民体育館及び上尾市平塚サッカー場指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱又は任命について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。続きまして、「議案第26号 上尾市学校運営協議会委員の任命について」説明をお願いいたします。

(太田光登 学校教育部長) 議案第26号につきましては、瀧澤指導課長よりご説明申し上げます。

(瀧澤誠 指導課長) 「議案第26号 上尾市学校運営協議会委員の任命について」でございます。議案書11ページをご覧ください。こちらは、上尾市立南中学校に設置される学校運営協議会委員に欠員が生じたため、上尾市学校運営協議会規則第7条第3項の規定により、その後任として任命したいので、この案を提出するものでございます。委員の任期は、令和5年3月31日までとなっております。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。ただいま、議案第26号について説明をいただきました。委員の皆様の方でご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(小池智司 委員) 3月の定例教育委員会の際に、各学校の学校運営協議会委員の任命議案の審議がありました。その時にこの南中学校のPTA会長として違う方のお名前が挙がっていましたが、今回もPTA会長として新任の方が挙がっていますが、前任のPTA会長はこの4月から5月にかけてPTA総会等が行われた際にPTA会長を退任して、今回の議案の方が新しくPTA会長になったので、新たにこの委員に任命するという理解でよいのか伺います。

(瀧澤誠 指導課長) その通りでございます。

(小池智司 委員) 前任のPTA会長はこの委員から外れているということでしょうか。

(瀧澤誠 指導課長) その通りでございます。

(西倉剛 教育長) よろしいでしょうか。

~委員全員から「はい」の声~

(西倉剛 教育長) 特にないようですので、これより採決いたします。「議案第26号 上尾市学校運営協議会委員の任命について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。続きまして、「議案第27号 上尾市幼児教育推進協議会委員の任命について」説明をお願いいたします。

(太田光登 学校教育部長) 議案第27号につきましては、瀧澤指導課長よりご説明申し上げます。

(瀧澤誠 指導課長) 「議案第27号 上尾市幼児教育推進協議会委員の任命について」でございます。議案書12ページをご覧ください。こちらは、上尾市幼児教育推進協議会委員に欠員が生じたため、上尾市幼児教育推進協議会条例第3条第2項の規定により、その後任として任命したいので、この案を提出するものでございます。委員の任期は、令和5年3月31日までとなっております。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。ただいま、議案第27号について説明をいただきました。委員の皆様の方でご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(大塚崇行 教育長職務代理者) こちらの議案も任期途中で欠員が出たということで替わられるその理由を伺います。

(瀧澤誠 指導課長) こちらにつきましては人事異動等に伴いまして、保育所の所長及び幼稚園の園長が替わったことによるものでございます。

(西倉剛 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(西倉剛 教育長) 特にないようですので、これより採決いたします。「議案第27号 上尾市幼児教育推進協議会委員の任命について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。続きまして、「議案第28号 上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱又は任命について」説明をお願いいたします。

(太田光登 学校教育部長) 議案第28号につきましては、小林中学校給食共同調理場所長よりご説明申し上げます。

(小林正和 中学校給食共同調理場所長) 「議案第28号 上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱又は任命について」でございます。議案書の13ページ、14ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、委員の任期が令和4年3月31日をもって満了したことに伴い、上尾市立中学校給食共同調理場条例第4条第2項の規定により、新たに委嘱又は任命したいので、この案を提出するものでございます。任期は、令和6年3月31日まででございます。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。ただいま、議案第28号について説明をいただきました。委員の皆様の方でご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(西倉剛 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(西倉剛 教育長) 特にないようですので、これより採決いたします。「議案第28号 上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱又は任命について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。続きまして、「議案第29号 上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いいたします。

(小田川史明 教育総務部長) 議案第29号につきましては、柳川スポーツ振興課長よりご説明申し上げます。

(柳川忠明 スポーツ振興課長) 「議案第29号 上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の制

定について」でございます。議案書15ページから17ページ及び議案資料4ページから11ページも併せてご覧ください。提案理由ですが、上尾市民体育館条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うほか、上尾市手数料・使用料等の適正化に関する基本方針に基づき利用料金の減免に関する規定を見直したいので、この案を提出するものです。これは平成31年2月に定められた、上尾市手数料・使用料の適正化に関する基本方針及び上尾市手数料・使用料等の減免・割増に係る考え方に基づき、利用料金の減免に関する規定の整理を行うもので、主なものとしましては、第10条第1項第1号の市又は教育委員会が主催する行事等に利用する場合の免除規定を削除するものでございます。なお、この規則は、上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の施行の日であります令和5年2月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。ただいま、議案第29号について説明をいただきました。委員の皆様の方でご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(西倉剛 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(西倉剛 教育長) 特にないようですので、これより採決いたします。「議案第29号 上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の制定について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。続きまして、「議案第30号 上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いいたします。

(小田川史明 教育総務部長) 議案第30号につきましては、柳川スポーツ振興課長よりご説明申し上げます。

(柳川忠明 スポーツ振興課長) 「議案第30号 上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。議案書18ページから26ページ及び議案資料13ページから30ページも併せてご覧ください。提案理由ですが、上尾市平塚サッカー場条例の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものです。これは令和5年4月1日より、指定管理者に平塚サッカー場の管理を行わせるにあたり、利用の許可の申請等を指定管理者に行うものとする等規定の整備を行う他、第7条第1項第1号の市や教育委員会が主催又は国、県等との共催事業の免除規定、第2号の市や教育委員会が共催、又は構成団体の一員となって実施する事業の減額規定を削除するものでございます。また、平塚サッカー場に関する事務のうち、休場日の変更や臨時休場日を定めること等は、教育委員会の承認を得て指定管理者が行うこととなりますが、この教育委員会の承認を行う権限を、教育長に委任する規定に定めるものでございます。議案資料の16ページ以降の各様式につきましては、申請書等の宛先を、上尾市教育委員会を指定管理者に、使用料を利用料金に改めるものでございます。なお、この規則は、上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例の施行の日であります、令和5年4月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) ありがとうございました。ただいま、議案第30号について説明をいただきました。委員の皆様の方でご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(西倉剛 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(西倉剛 教育長) 特にないようですので、これより採決いたします。「議案第30号 上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を改正する規則の制定について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。

日程第5 報告事項

(西倉剛 教育長) 続きまして、「日程第5 報告事項」に移りたいと存じます。本日予定されている報告事項は11件でございます。それでは、各報告事項について、説明をお願いします。

(小田川史明 教育総務部長) 教育総務部所管の「報告事項1」から「報告事項7」までにつきまして、教育総務課、スポーツ振興課、図書館の順でご説明申し上げます。

○報告事項1 令和3年度上尾市教育委員会後援名義の承認等の状況について

(池田直隆 教育総務課長) 「報告事項1 令和3年度上尾市教育委員会後援名義の承認等の状況について」でございます。報告事項1ページをお願いいたします。令和3年度1年間において、教育委員会として後援したイベント、事業などの状況を取りまとめましたので、報告するものでございます。後援名義等の申請のあった事業について、別冊の資料にまとめてございますので、ご覧いただきたいと存じます。申請件数は、全部で127件の申請がございました。前年度、令和2年度の申請件数が71件でございましたので、大幅に増加しておりますが、一昨年度、平成31年度の申請状況が189件であったことを考えると、コロナ禍で見送られていた事業が、再開し始めてきていることを映し出している結果と捉えております。127件の申請のうち、5件を不承認と決定をしております。不承認を決定した理由については、資料にそれぞれ記載しておりますのでご覧いただきたいと存じますが、理由としては、市内を活動拠点として活動を行う団体ではないことや、事業が特定の団体の宣伝や売名を目的とするものと考えられ、主催者や事業の承認基準に該当しないことから、不承認と決定をしたものでございます。報告事項1の説明は以上でございます。

○報告事項2 上尾市教育委員会が保有する行政文書の公開に係る令和3年度の実施状況について

(池田直隆 教育総務課長) 「報告事項2 上尾市教育委員会が保有する行政文書の公開に係る令和3年度の実施状況について」でございます。報告事項2ページをお願いいたします。本件についても毎年度報告している事項でございますが、前年度の実績がまとまりましたので、報告するものでございます。令和3年度は、262件の公開請求等がございまして、公開、一部公開の合計が100件、非公開が162件でございました。その前の年度の申請状況が203件でございましたので、前年度と

比較すると59件の増加となっております。請求のあった262件の請求内容と決定内容については、別冊の資料に一覧表として掲げてございますのでご覧いただければと存じます。また、報告書の3ページには、教育委員会ほかの実施機関ごとの状況を掲載してございます。上尾市全体では、763件の申請状況でございます。なお、その前の年度の申請件数も同じ、763件でございました。報告事項2の説明は以上でございます。

○報告事項3 令和4年度上尾市教育委員会の事務に関する点検評価基本方針について

(池田直隆 教育総務課長) 「報告事項3 令和4年度上尾市教育委員会の事務に関する点検評価基本方針について」でございます。報告事項4ページをお願いいたします。本年度実施する点検評価につきまして、実施に当たっての基本方針を定めましたので報告するものでございます。5ページをお願いいたします。本年度実施の評価については、これまでの委員の皆様からのご意見を踏まえまして、評価の方法と結果のまとめ方について、変更を加えて実施したいと考えております。6ページをお願いいたします。ここ2年間の点検評価の協議や議案審査において、委員の皆様から頂戴したご意見を、上段の囲みの七つの「◎」の部分に記載いたしました。上から四つ目の◎になりますが、「課題や今後の方向性が見えにくく、発展的な取組や改善点についての記載」を求めのご意見や、六番目、七番目の「◎」の記載にあるように「事業の決算額や規模、人数などの実績の推移が分かると理解を深めることができる」「別冊の実績と報告書記載の内容を対照できるよう改善してほしい。」など、評価結果報告書の書式に関するご意見を頂戴しております。また、別の視点では、三つ目と五つ目の「◎」にあるように「講演会を実施した」とあるが、その内容、参加者の人数、参加者の反応などはどうだったか。」「成果をあげている」と記載があるが、何を根拠にこの記載につながっているのかわからない。」などの意見が出され、課題や効果の捉え方とその表記についてもご意見を頂戴しているところでございます。このような委員の皆様からのご意見を踏まえまして、昨年度までは、振興基本計画の「施策毎」に、事業概要や実施状況、教育委員会の自己評価、第三者評価をまとめ、さらに、報告書とは別に、別冊の議案審議の資料として委員の皆様には決算額などをお示ししておりましたが、本年度はまとめ方を変更して、矢印の右側に示したように、1冊の報告書としてまとめて公表するよう、評価を実施したいと考えております。

基本的な評価の実施としては、施策毎の評価ではなく、事業単位で自己評価を行い、事業の内容や決算額、評価指標などを1ページに情報を集約した上で、評価結果を取りまとめて、お示ししていきたいと考えております。7ページをお願いいたします。こちらは、事業毎に作成する評価シートのイメージになります。ご覧いただいているとおり、事業名の記載からはじまり、上から、計画体系、事業の概要、事業費の推移、評価指標をお示しした上で、評価として「成果」「課題」「今後の方向性」「目標・施策に対する評価」をまとめてまいります。このシートを82の事業毎に作成をして、さらに、体系付けしている教育振興基本計画の10の目標毎に、第三者評価者からの意見を付していきたいと考えております。

次に、今後のスケジュールでございます。5ページをお願いいたします。下段の記載になりますが、8月の教育委員会までに評価をまとめて、協議させていただきます。その後、学識経験者による第三者評価を10の目標毎にいただき、10月の教育委員会において採決いただきたく予定をしております。

なお、第三者評価をお願いする有識者でございますが、昨年度同様の3人の方をお願いする方針でございます。本年度の点検評価の基本方針について、ご報告申し上げましたが、この点検評価を、いわゆる「評価のための評価」に終わらせることなく、次年度への事業展開の改善に活かしていくことができるよう、制度全体を見直して、効果ある点検評価を進めてまいります。報告事項3の説明は以上

でございます。

○報告事項4 上尾市民体育館の利用状況、稼働率について

（柳川忠明 スポーツ振興課長）「報告事項4 上尾市民体育館の利用状況、稼働率について」でございます。報告事項9ページをご覧ください。はじめに利用状況ですが、1年間の利用人数は総計で22万996人、1日当たりでは627.8人で、前年度比較では147%と増加となっております。令和3年度は、前年度より利用制限を緩和したことにより利用増となったものでございますが、平時の年間利用人数は平均約38万人のため、平時の6割弱の利用数となっております。下段の表、施設ごとの利用人数につきましても、前年度比較で増加しておりますが、屋外の庭球場や弓道場におきましては、競技の性質上、感染リスクが低い面で利用に大きな差は出ておりません。10ページをご覧ください。次に施設ごとの稼働率ですが、感染対策としての人数制限はしましたが、施設の利用休止は行っていないことから、概ね例年通りの稼働率となっております。報告事項4の説明は以上でございます。

○報告事項5 上尾市スポーツ健康都市宣言記念「健康スポーツ体験会」の開催について

（柳川忠明 スポーツ振興課長）「報告事項5 上尾市スポーツ健康都市宣言記念「健康スポーツ体験会」の開催について」でございます。11ページをご覧ください。上尾市では、昭和51年5月2日宣言しました、上尾市スポーツ都市宣言に「健康」の要素を取り入れ、上尾市スポーツ健康都市宣言に改めました。今年度、この宣言に係る記念事業や大会等の開催を予定しておりますが、その内の一つとして、健康スポーツ体験会を開催いたします。期日は8月27日土曜日、会場は上尾市民体育館で、内容は記載の事業を予定しておりますが、詳細は広報あげお8月号やホームページ等でお知らせいたします。説明は以上でございます。

○報告事項6 第35回2022上尾シティハーフマラソンの開催について

（柳川忠明 スポーツ振興課長）「報告事項6 第35回2022上尾シティハーフマラソンの開催について」でございます。12ページをご覧ください。日時は、11月19日土曜日に小学1年生から4年生までを対象としたちびっこタイムトライアルを、11月20日日曜日にハーフ、5キロ、3キロの部を開催します。主催は、上尾市、上尾市教育委員会、上尾市スポーツ協会、埼玉陸上競技協会の共催でございます。会場は、ハーフの部は原市川越線スタート、上尾運動公園陸上競技場フィニッシュの市内折り返しコースです。5キロ、3キロの部は例年どおり陸上競技場をスタート・フィニッシュの市内折り返しコースです。ちびっこタイムトライアルは陸上競技場内で行います。募集人員は、ハーフ5,500人、5キロ1,500人、3キロ1,200人、ちびっこタイムトライアルは500人でございます。申込期間は、6月15日から7月31日までとなっております。参加料は、昨年度中止となりましたハーフの部は7,500円としておりましたが、今大会は例年通り5,000円に戻しました。その他の距離につきましては、5キロは4,000円、5キロ3キロの中学生は1,000円、3キロの小学生は500円、1キロ1.5キロの小学生は300円でございます。次の、13ページ、14ページに開催要項がございますので、ご参照いただければと思います。説明は以上でございます。

○報告事項7 (仮)新図書館複合施設建設工事(空調換気設備工事)の契約解除に係る損害賠償請求事件の判決の概要と現状について

（山内正博 図書館長）「報告事項7 (仮)新図書館複合施設建設工事(空調換気設備工事)の契約解除に係る損害賠償請求事件の判決の概要と現状について」でございます。15ページをお願いしま

す。この裁判は、平成29年9月20日に成立した工事請負契約を市が解除したことにより、工事請負業者であるアサヒ住建株式会社から提訴されたもので、昨年9月議会において、裁判上の和解をすることについての関連議案が否決されたことから、訴訟が継続しておりました。この度、さいたま地方裁判所から原告の請求を一部認容する判決が言い渡されましたので、この判決の概要と現状についてご報告いたします。

まず、判決日ですが、令和4年4月22日金曜日でございます。次に、判決の要旨ですが、損害賠償金1,474万484円に加え、契約解除の翌日である平成30年7月10日から年6%の割合の遅延損害金を市がアサヒ住建に支払うというものです。この判決に対する市の対応ですが、判決を受け入れ控訴はしないことを決定し、4月26日の市議会全員協議会で報告を行ったところです。判決後の現状につきましては、原告側の控訴期限到来日の翌日となる5月11日、さいたま地方裁判所に確認したところ、原告側からこの判決に対し、控訴の提起があったことが判明しました。現在、控訴状及び控訴理由書が市に送達されていないため、詳細については不明ですが、今後、裁判は控訴審で継続することになります。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) ここで、10分程度休憩いたします。再開は、午前10時38分からとします。

～ 休憩 ～

(西倉剛 教育長) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

(太田光登 学校教育部長) 「報告事項8」から「報告事項11」までにつきましては瀧澤指導課長よりご説明申し上げます。

○報告事項8 令和3年度上尾市立小・中学校生徒指導の状況について

(瀧澤誠 指導課長) 「報告事項8 令和3年度上尾市立小・中学校生徒指導の状況について」でございます。報告事項17ページの(1)暴力行為につきましては、小学校が83件、中学校が28件となっております。その内訳としては、生徒間暴力が多く、そのほとんどはいじめ認知に伴う様態として暴力を伴う場合で計上されているものです。なお、これらの行為については、どれも校内で適切に対応し、再発や継続は見られません。18ページの(2)いじめの認知件数につきましては、小学校は612件で、昨年度比で218件の増加、中学校は140件で、昨年度比で40件の増加となっております。いじめの定義に基づいた、積極的な認知、「いじめの見逃し0」が浸透し、各学校が適切に対応している表れととらえております。(3)の「30日以上長期欠席者数」のその主な理由のうち、「不登校」につきましては、小学校は87人で、昨年度比43人の増加、中学校は257人で、昨年度比48人の増加となっております。不登校児童生徒に対する支援と不登校児童生徒を生まない教育活動については、学校と教育センターとも連携して今後も取り組んでまいります。報告事項8の説明は以上でございます。

○報告事項9 令和4年度学力調査関係実施概要について

(瀧澤誠 指導課長) 「報告事項9 令和4年度学力調査関係実施概要について」でございます。20ページの表のとおり、今年度につきましては、全国学力・学習状況調査は、4月19日火曜日に、埼玉県学力・学習状況等調査は5月12日(木)に実施いたしました。上尾市の学力調査は、小学校は12月20日火曜日に、中学校は令和5年1月12日木曜日にそれぞれ実施予定となっております。

報告事項 9 の説明は以上でございます。

○報告事項 10 「上尾市立平方幼稚園研究の歩み」について

(瀧澤誠 指導課長) 「報告事項 10 上尾市立平方幼稚園研究の歩みについて」でございます。報告事項 21 ページをお願いします。こちらは、これまで 57 年間にわたって平方幼稚園で培われてきた幼児教育の実践や研究の成果について、令和 3 年度中にまとめてきたものが、このたび完成いたしました。その冊子につきましては、市内の幼児教育施設や小学校、市内外の関係機関に配布するなどして、今後の幼児教育の推進や幼保小の連携に活かしていただくようにしてまいります。また、市民の皆様にもご覧いただけるよう、分館を含む市内の図書館などで冊子を閲覧できるようにするとともに、ホームページにおいても掲載をする予定でございます。報告事項 10 の説明は以上でございます。

○報告事項 11 令和 4 年 4 月 いじめに関する状況について

(瀧澤誠 指導課長) 「報告事項 11 令和 4 年 4 月 いじめに関する状況について」でございます。報告事項 23 ページをお願いします。令和 4 年 4 月の状況としましては、小学校では、認知件数が 56 件で、解消報告件数が 32 件、解消に向けて取組中のものが、4 月認知分を含めずに 184 件です。24 ページをご覧ください。中学校では認知件数が 9 件で、解消報告件数が 4 件。解消に向けて取組中のものが、4 月認知分を含めずに 33 件です。いじめの解消に向けて取組中となっているものにつきましては、指導後 3 か月の見守り期間が経過していない、または保護者からの見守り継続の要望があり、経過観察をしているものでございます。報告事項 11 の説明は以上でございます。

(太田光登 学校教育部長) 報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。各報告事項について説明をいただきました。委員の皆様の方でご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(矢野誠二 委員) 17 ページ、18 ページの生徒指導の状況の調査結果について質問させていただきます。過去 5 年間の記載がありますので比較をしますと、令和 3 年度が数字的にかなり増加しているということに驚きました。ご説明がありましたが、暴力行為の結果についてもいじめの認知件数とリンクして増えているということが理解できました。ただ、暴力行為は小中ともに、令和 3 年度は 2 年度に比べて約 7 倍近く増加しているということには驚きを隠せません。これについて、いろいろ要因等を分析されているかと思いますが、今後のこととしてどのような対応を講じていくのかを伺いたいと思います。

それから二つ目ですが、30 日以上長期欠席者数の病気と不登校が急増していることがうかがえます。特に小学校においては、2 倍近い増加になっていますが、これについては特にいじめとは直接の関係はないかと思いますが、そういった要因と今後の対策について、あわせて伺います。

(瀧澤誠 指導課長) 暴力行為につきましては、矢野委員のご指摘のとおり、かなり急増しておりますが、これには一つ背景がございます。平成 30 年頃を契機に暴力行為の定義について、それまでは怪我が大きいものや警察に被害届を出すような非常に深刻な状況について計上していたという流れがありましたが、この令和に入る時期に、文部科学省でも暴力行為は怪我の有無や病院への通院の有無、診断書の有無に関わらず認知するようというところへ方向が変わっていきました。それに伴い、上尾市でも怪我をしないまでの暴力行為であっても認知をするということで周知を図り、認知件数が増

加しております。そのような背景があるとは申しまして、暴力行為は、いじめに伴ってのものも含めまして増加しているのは事実でございますし、件数も多いというように捉えておまして、その対応につきましては、やはりまずは子どもについては適切に初期段階で迅速に対応するということをしていくとともに、やはり未然防止に努めてまいります。具体的には人間関係作りで、そのベースになるのが学級になると思いますので、その学級経営の充実を図るとともに、道徳教育の充実、心の部分もしっかりと育てていくような対応を中心に行っていきたいと思っております。

続きまして、病気、不登校が多いという背景につきましては、怪我や病気の療養という原因もございますけれども、それをきっかけに欠席が長くなってしまいうこともございますので、その対応としてはその子に対して丁寧に学校の方が向き合って支援をしていくということが大事であると思っております。また不登校につきましても、いじめの部分と重なるところもございますけれども、教師と子供の人間関係や、子供同士の人間関係作りというようなことも含めた学級経営を充実させながら、その未然防止に努めてまいります。子供達の小さな変化があればすぐに対応できるような指導体制や支援体制を学校としても充実できるよう教育委員会としても指導してまいります。

(矢野誠二 委員) 暴力行為の定義の変更があったことについては理解をしていますが、令和2年と比較してもかなり多いというところは、数自体としては市全体ではなく、一部の学校で起こっているのではないかと推測します。初期対応や心の教育という対策は全体的なものとして、その一部の学校でかなりの認知件数や発生件数が多いとなれば、全体的な対策以外にその学校に特化した対策というものも必要ではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

(瀧澤誠 指導課長) 令和元年から2年につきましては、文部科学省でそのような方針の変更が出されたといっても、上尾市だけに限らず、県内の市町村ごとに認知にばらつきがありまして、令和2年に改めてそのような件に指導が入り、令和3年にはさらに周知をして、この数になったというところがございます。また、ご指摘のような暴力行為が集中している学校につきましては、例えば教育委員会から訪問することもございますし、また、県の方では学級運営改善の非常勤講師を配置するというシステムもございますのでその配置を要請したり、さらには市の方でもアッピスマイルサポーターを配置したりしておまして、きめ細やかに担任以外の目からも見てもらうような体制を整えております。そのような形で、限られた条件の中で職員を配置するなどして見守る仕組みを手当てしております。

(西倉剛 教育長) 極端に事件であるとかそのようなものが起きたということではないということでございます。要するに、かなり広く認知するようになってきたというようにご理解をいただければと思います。

(谷島大 委員) ただいまの質問に関連して、生徒指導の状況について伺います。暴力行為などの件数が増えていることはわかりますし、説明の中で暴力行為などの指導後に再発はないという説明をいただきましたが、いじめの内容について、実際にその解消した後、あるいは解消する前も含め、同じ児童生徒が、いじめを受ける側としてしまった側の双方を含めて、対象が同じでなくても同じ児童生徒が認知されてしまうような再発がこの中に発生しているのかどうか、あるいはそれがもしあるとすればどの程度あるのか伺います。

(瀧澤誠 指導課長) 実際には、加害や被害が複数回発生する事案はございます。正確な件数は手元に

ございませんので、後ほど確認いたしますが、かなりいるというような状況ではございません。

(谷島大 委員) そのような場合に、同じ児童が別の児童に対していじめてしまったり、いじめられてしまったりということはなかなか解消しづらいという傾向は特別にはないのか伺います。

(瀧澤誠 指導課長) いじめてしまう子に対しては、やはりそれぞれ様々な背景や課題がありますので、やはりその都度指導をしていきます。いじめが起こったときだけではなくそれ以外のところでもしっかり丁寧に見て、指導すべきことは指導して、もちろんいいことをしていることもありますので、そういったところを褒めることも行いながら、きめ細やかに学校では見ております。また、いじめられてしまう子に関しても、やはり丁寧に働きかけを行っております。

(内田みどり 委員) 三点伺います。一点目は生徒指導の状況に関連して、報告事項18ページで小学校、中学校の不登校、長期欠席者数は、小学校では昨年よりも2倍以上増えていて、また中学校でも約100人の増加となっておりますが、スクールソーシャルワーカー等のその対応にあたる職員の人数が足りているのか心配なところがございます。またその対応職員の増員を行うことを考えているのか伺います。

(瀧澤誠 指導課長) スクールソーシャルワーカーは現状で8名配置されており、対応しておりますが、相談件数、対応件数が多いことは現状でございます。実際の相談は、特に小学校を中心に回っていただいて、特に家庭訪問をこまめにさせていただき、働きかけをしていただいております。今後の増員につきましては、これから精査をまいります。

(内田みどり 委員) 2倍の人数を対応するという中で、8人では難しいと思います。続いて二点目は、報告事項3の点検評価基本方針について、今まで2冊になっていて確かに見にくいというところもありましたが、その別冊があったことで私も理解がすごく深まりました。今度はこの1枚のシートということですが、その枠に収まるのかなということを少し心配しています。この1枚のシートにこだわらず、補足のものを次のページに付けるなどそのような対応があってもよいかというところを意見として申し上げます。

三点目は、報告事項10の平方幼稚園研究の歩みについて、とてもよくまとめられていてよかったなと思っています。これから幼稚園、保育園、小学校の連携についてさらに考えていかななくてはいけないところがあると思いますが、例えば入学前にこのようなことをしておいてほしいというような小学校から保育園や幼稚園に対する要望やお願いであるとか、また幼稚園や保育園から小学校に対する要望であるとか、また保護者からの要望であるとか、そのような要望等について実際にあるものなのか伺います。

(瀧澤誠 指導課長) 各小学校と近隣の幼稚園や保育園、保育所等との連絡協議会を設置しているところがあります。また、上尾市では幼保小の連携や合同研修会を開いて、そのような場で情報を交換しております。小学校に上がるまでの幼児期にここまで成長してもらいたいといったような「幼児期の終わりまでに育ててほしい10の姿」がございましてそれを共有しながら、ここは出来ているとか出来ていないとか、こういうことができるとよい等の情報交換を行い、それを受け、小学校の方でも取り組みを工夫したり、そういったことを意識して、幼稚園とか保育園の方も、幼児教育に反映していただいているというような状況でございます。

(内田みどり 委員) その子が通う小学校の学区内の幼稚園や保育園に通っていない場合も多いと思います。私の近くでも、学区外の例えば桶川の幼稚園にバスで通っていることもありますし、保育園でも同様に遠くの学区外の施設に預けていらっしゃる場合もあると思います。自分の子供が通う小学校の情報を知りたいというのがおそらく保護者の気持ちだと思いますが、幼稚園や保育園を通してではなく、その小学校からその保護者に対して入学前のメッセージを送るということはあるのか伺います。

(瀧澤誠 指導課長) 事前に入学説明会等もごさいますので、そこに入学予定児童の保護者に参加していただき説明を行ったり、個別に相談を行ったりするようなことを各小学校で行っています。

(内田みどり 委員) それは入学が近づいてきた時期に行うものだと思いますが、例えば1年ぐらい前から子供がワクワクできるような取組もあってもいいかなというのを感じております。意見として申し上げます。

(小池智司 委員) 二点伺います。一点目は報告事項5の上尾市スポーツ健康都市宣言記念「健康スポーツ体験会」について、こちらの対象となる年齢や募集の方法について伺います。

(柳川忠明 スポーツ振興課長) 年齢制限は特にございません。小さいお子さんから高齢者の方々まで幅広い世代の方にご参加いただけるようなメニューを現在担当課では検討し調整しております。募集の方法は、広報あげおや上尾市ホームページにも掲載し、市民の方に周知を行っていきたいと考えております。

(小池智司 委員) 二点目は、報告事項10の平方幼稚園研究の歩みをじっくり拝見し、資料と合わせて中身を確認しました。平方幼稚園に関わった先生方が園児に対して、すごくきめ細やかにいろいろ研究されて見てこられたということがよくわかりました。幼児期というのは、よく言われますが、その後の人間形成を支える上では大事な時期ですので、それに携わる幼稚園の先生は大変重みがある仕事をしているということや、子供のことをよく見て、研究して、どうすればよいかということ資料の方を見てよくわかりました。その後の小学校や中学校に上がって、今言われている主体的・対話的な深い学びというようなところに向けて、幼児期は、自我が強いのをどのように思いやりを持ったりとか、協同性を育てていったりとかということが大事なことだと思います。この冊子は、様々な市内の幼児教育施設や図書館に置かれると思いますが、幼児教育推進協議会や幼保小の連携の中で市内にある私立幼稚園の方にもぜひ研究結果を活かしていただいて、これからの市内の幼児教育に十分に役立てていただきたいと思います。

(大塚崇行 教育長職務代理者) 二点伺います。一点目は点検評価の基本方針について、先ほど内田委員からお話がありましたが、分かれていた冊子をつつにするという説明がありました。私も毎年、この点検評価結果について見づらいつつということを感じていましたので、今年度はこの一つのフォーマットを基本に形作るということで、ぜひ見やすいものを作ってくださいようお願いしたいと思っております。ただ、あまり形にはめすぎるとそれに当てはまらないときに苦労するということもあるかもしれませんが、よりわかりやすい表現を第一として、形重視ではなく、見やすさや表現のしやすさを重視していただければというように思っております。意見として申し上げます。

二点目は、報告事項6の上尾シティハーフマラソンの開催について、今回久しぶりに開催されると

いうことでありますが、まず募集人員について、変更した点はあるのか伺います。

(柳川忠明 スポーツ振興課長) 募集人員につきましては、例年通りでございます。

(大塚崇行 教育長職務代理者) その場合の感染症対策については、どのようなことを考えているのか伺います。

(柳川忠明 スポーツ振興課長) 参加者の当日の検温を行う専用レーンを設けて、一人ずつサーモグラフィカメラも使いながら、測定を実施します。参加当日前から、スマートフォンをお持ちの方に検温アプリを入れていただき、それを当日かざすことにより1週間の健康状態の判断を行います。またスマートフォンをお持ちでない方については、紙等で提出いただいて、当日の検査を通った方のみ、それがわかるように手にバンド等を付けて走っていただきます。また、競技場内や給水場の衛生管理につきましても、従来通りではなく、現在その対策も含めて検討しているところでございます。

(大塚崇行 教育長職務代理者) 十分対策を取っていただいて、安心な大会を開催していただければと思います。

(西倉剛 教育長) 他にはよろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

日程第6 今後の日程報告

(西倉剛 教育長) それでは続きまして「日程第6 今後の日程報告」をお願いします。

(池田直隆 教育総務課長) 次回の定例会は、6月24日金曜日午前9時30分から、場所は教育委員室での開催となります。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 委員の皆様から、そのほかにご意見、ご質問等あれば承りますがいかがでしょうか。

(内田みどり 委員) 「子ども110番の家」という看板を付けて表示されていますが、「110番」の部分が赤字で書かれていますが、すぐに日焼け等で劣化して「子どもの家」のようになってしまっている例が多くあります。赤い文字を使わず、全て黒い文字で表記したほうがよいと思います。意見として申し上げます。

(西倉剛 教育長) 意見としていただき検討させていただきたいと思います。他によろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(西倉剛 教育長) それでは、ここからは、非公開の会議といたします。恐れ入りますが、傍聴の方は、ご退室をお願いいたします。

～傍聴人退場～

日程第7 議案の審議

(西倉剛 教育長) それでは続きまして「日程第7 議案の審議」を行います。「議案第31号 令和4年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について」説明をお願いします。

(小田川史明 教育総務部長) 議案第31号につきましては、清水教育総務部次長よりご説明申し上げます。

(清水千絵 教育総務部次長) 「議案第31号 令和4年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について」でございます。議案書27ページをお願いいたします。提案理由でございますが、令和4年度上尾市一般会計補正予算(第4号)の教育に関する事務の部分の補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出るため、この案を提出するものでございます。議案資料32ページ、33ページをご覧ください。教育総務部、学校教育部ともに光熱水費の歳出補正となります。小学校・中学校・各公民館・図書館・中学校給食共同調理場において光熱水費として、合計9,846万4千円の増額補正となっております。これは、各高圧電力受電施設の電力契約の設計段階で当初の想定以上の電気料金価格の高騰が見込まれることから、次期入札が成立しないことが見込まれるため増額補正を計上するものでございます。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。ただいま、議案第31号について説明をいただきました。委員の皆様の方でご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(矢野誠二 委員) 議案資料には、全ての予算説明が光熱水費とありますが、先ほどの説明ではそのうち電気料金の増額であるということがわかりました。今回の増額は電気料金だけという理解でよいのか伺います。

(清水千絵 教育総務部次長) 今回の補正につきましては、電気料金だけでございます。現在、施設の電気については小売電気事業者に入札をいただいて、より安価な事業者と契約を行っております。本年10月に新たな期間の契約を行いますが、その入札の設計を行う中で、昨年度見込んでいた料金から高額になっておりますので、その分を補正予算として計上するものでございます。

(西倉剛 教育長) よろしいでしょうか。

~委員全員から「はい」の声~

(西倉剛 教育長) 特にないようですので、これより採決いたします。「議案第31号 令和4年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。議案の審議は以上でございますが、一点事前にご相談させていただきたいことがございます。ただいま、6月市議会の補正予算について、審議をいただいたところではございますが、この補正予算の他に、原油価格の高騰等に対応

する国の総合緊急対策に基づいて、上尾市の独自事業を財政当局と調整している状況がございます。具体的には、学校給食に係る食材費の高騰に対応するために、これまで通りの栄養バランスや量を保った給食を提供できるよう財政的な支援を行うもので、追加で補正予算を提案する予定でございます。今後のスケジュールを考えますと、財政当局との調整後に、速やかに議会上程を図る必要があります。教育委員会臨時会の開催について時間的余裕がないことから当該補正予算に係る意見の申し出については、私をもって臨時に代理させていただき、次回6月定例会において、ご報告させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。それではその方向で事務を進めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

日程第8 閉会の宣告

(西倉剛 教育長) それでは、以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。これをもちまして、上尾市教育委員会5月定例会を閉会といたします。お疲れ様でした。

令和4年6月24日 署名委員 大塚 崇行